

定例庁議次第

令和5年11月13日
役場2階第2会議室

1. 開 会

2. 挨拶

3. 審議事項

なし

4. 報告事項

(1) 窓口で使える手話及び障害者に対する基本対応についての「自主勉強会」の実施について
(介護福祉課 永井課長)【資料番号1】

(2) 非公開

5. 議案事項

(1) 吉岡町職員の給与に関する条例等の一部改正について
(総務課 小林課長)【資料番号3】

(2) 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
(総務課 小林課長)【資料番号4】

(3) 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
(総務課 小林課長)【資料番号5】

(4) 吉岡町国民健康保険税条例の一部改正について(住民課 一倉課長)【資料番号6】

(5) 吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(健康子育て課 中島課長)【資料番号7】

6. その他

7. 閉会

11月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【2. 報告事項】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 介護福祉課長 永井 勇一郎

【件 名】

窓口で使える手話及び障害者に対する基本対応についての「自主勉強会」実施について

【目 的】

手話を言語として尊重し、聴覚障害者への理解と手話の普及・啓発を目指す「吉岡町手話言語条例」が制定されて、今年で5年目となりました。

また、2016年4月に施行された「障害者差別解消法」では、行政機関等に対して障害者の権利を侵害する社会的障壁を除去する必要かつ合理的な配慮を求めています。

これらの取組みをさらに進めるためには、障害のある方への基本的な窓口対応を職員同士で確認し合うほか、ろうあ者と接する機会などに使える手話を学ぶことも、障害の理解への重要な一歩になると考えます。

まずは、あいさつ程度の簡単な手話から一緒に勉強してみませんか？

下記のとおり自主勉強会を始めますので、職員皆様の参加をお待ちしております。

記

★開催日：毎週木曜日（祝日の場合は翌開庁日）

初回の勉強会は、役場の第2会議室で11月16日（木）に実施します。

※会場については、会議室の空き状況によってその都度変更になります。

★時 間：PM5時30分～PM6時（約30分程度）

★内 容 Youtubeの手話動画やテキストを見ながら、参加者同士で手話を練習します。

★持ち物 業務用ノートパソコン、卓上スタンドミラー（自分の手話を確認するため）
※スタンドミラーが無くても参加できます。

★その他 事前の申込みは必要ありません。

練習中に入退室も自由なので、空いている時間にご参加ください。

※勉強会に関する質問や意見等があれば、介護福祉課の永井まで

11月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【件 名】

吉岡町職員の給与に関する条例等の一部改正について

【目 的】

令和5年人事院勧告等に鑑み、一般職の給料月額、期末手当及び勤勉手当並びに特別職の期末手当を引き上げるとともに、在宅勤務等手当を新設し、並びにフレックスタイム制の更なる柔軟化を図るため、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

1. 吉岡町職員の給与に関する条例の一部改正（第1条による改正）

(1) 期末手当の引上げ（第22条関係）

令和5年度の一般職の職員の期末手当の支給率を、再任用職員以外の職員にあっては0.05か月、再任用職員にあっては0.025か月引き上げるもの。

(2) 勤勉手当の引上げ（第23条関係）

令和5年度の一般職の職員の勤勉手当の支給率を、再任用職員以外の職員にあっては0.05か月、再任用職員にあっては0.025か月引き上げるもの。

(3) 給料月額の引上げ（別表第1関係）

一般職の職員の給料月額を引き上げるもの。

2. 吉岡町職員の給与に関する条例の一部改正（第2条による改正）

(1) 在宅勤務等手当の新設（第2条及び第13条の3関係）

住居等において正規の勤務時間の全部を勤務することを、一定期間内において1か月当たり平均10日を超えて命ぜられた職員に対して、月額3,000円の在宅勤務等手当を支給する手当を新設するもの。

(2) 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の減額規定の新設（第13条関係）

在宅勤務等手当を支給される職員の通勤手当について、通勤回数に応じて減額する規定を新設するもの。

(3) 期末手当の引上げ（第22条関係）

令和6年度以降の一般職の職員の期末手当の支給率を、再任用職員以外の職員にあっては0.05か月、再任用職員にあっては0.025か月引き上げるもの。

(4) 勤勉手当の引上げ（第23条関係）

令和6年度以降の一般職の職員の勤勉手当の支給率を、再任用職員以外の職員に

あつては0.05か月、再任用職員にあつては0.025か月引き上げるもの。

3. 吉岡町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第3条による改正）

(1) フレックスタイム制の柔軟化（第3条関係）

現在、育児介護等職員にのみ認められているフレックスタイム制の勤務時間の総量を確保した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することができる措置を、一般の職員にも拡大するもの。

4. 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第4条による改正）

(1) 期末手当の引上げ（第10条関係）

令和5年度の会計年度任用職員の期末手当の支給率を、0.05か月分引き上げるもの。

5. 吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第5条による改正）

(1) 期末手当の引上げ（第10条関係）

令和6年度の会計年度任用職員の期末手当の支給率を、0.05か月分引き上げるもの。

6. 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与に関する条例の一部改正（第6条による改正）

(1) 期末手当の引上げ（第9条関係）

令和5年度の特定期付職員の期末手当の支給率を、0.1か月引き上げるもの。

(2) 給料月額引上げ（別表関係）

特定期付職員の給料月額を引き上げるもの。

7. 吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与に関する条例の一部改正（第7条による改正）

(1) 期末手当の引上げ（第9条関係）

令和6年度以降の特定期付職員の期末手当の支給率を、0.1か月引き上げるもの。

8. 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部改正（第8条による改正）

(1) 期末手当の引上げ（第4条関係）

令和5年度の特別職の職員の期末手当の支給率を、0.1か月引き上げるもの。

9. 特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部改正（第9条による改正）

(1) 期末手当の引上げ（第4条関係）

令和6年度以降の特別職の職員の期末手当の支給率を、0.1か月引き上げるもの。

10. 給与の内払い（附則第2条関係）

改正後の給与条例、会計年度給与条例、任期付職員条例及び特別職給与条例の規定を適用する場合には、改正前の各条例の規定により支給された給与は、それぞれ改正後の各条例の規定による給与の内払いとみなすもの。

【施行日】

公布の日（令和6年度の期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げ並びに在宅勤務等手当の新設及び通勤手当の減額規定の新設は令和6年4月1日、フレックスタイム制の柔軟化は令和7年4月1日。）。ただし、第1条、第4条、第6条及び第8条の規定による改正後の各条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

【上程予定】

令和5年第4回定例会（12月議会）

11月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【件 名】

吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

【目 的】

令和5年人事院勧告等に鑑み、一般職員に準じて議員の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

1. 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第1条による改正）
 - (1) 期末手当の引上げ（第6条関係）

令和5年度の議員の期末手当の支給率を、0.1か月引き上げるもの。
2. 吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第2条による改正）
 - (1) 期末手当の引上げ（第6条関係）

令和6年度の議員の期末手当の支給率を、0.1か月引き上げるもの。
3. 期末手当の内払い（附則第2条関係）

改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすもの。

【施行日】

公布の日（第2条の規定は令和6年4月1日）。ただし、第1条の規定による改正後の条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

【上程予定】

令和5年第4回定例会（12月議会）

11月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 総務課長 小林 康弘

【件 名】

吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【目 的】

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うもの。

【改正内容】

1. 会計年度任用職員への勤勉手当の支給（第2条第1項関係）
会計年度任用職員に支給する給与に勤勉手当を追加するもの。
2. フルタイム会計年度任用職員への勤勉手当の支給（第10条の2関係）
フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、支給対象となる職員、支給率、支給日等を定めるもの。
3. パートタイム会計年度任用職員への勤勉手当の支給（第18条の2関係）
パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、支給対象となる職員、支給率、支給日等を定めるもの。

【施行日】

令和6年4月1日

【上程予定】

令和5年第4回定例会（12月議会）

11月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 住民課長 一倉 哲也

【件 名】

吉岡町国民健康保険税条例の一部改正について

【目 的】

産前産後期間の国民健康保険税の軽減措置開始に伴い、所要の改正を行うものです。

【概 要】

1. 産前産後期間の国民健康保険税の減額（第23条第3項関係）

出産被保険者に係る保険税の所得割及び均等割について、出産予定日が属する月の前月から翌々月の計4ヶ月分（多胎妊娠の場合は出産予定日が属する月の3か月前から翌々月の計6ヶ月分）について、減額する。

2. 出産被保険者に係る届出（第24条の3関係）

産前産後期間の国民健康保険税の減額制度の開始に伴い、届出について規定する。

【施行日】

令和6年1月1日

【上程予定】

令和5年第4回定例会~~—臨時会~~

11月13日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 健康子育て課長 中島 繁

【件 名】

吉岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【目 的】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

【改正内容】

運営基準の改正に伴い、所要の改正を行うもの。

【施行日】

公布の日

【上程予定】

令和5年第4回定例会